

8. 工学部転学科細則

(目的)

第1条 この細則は、学則第38条の転学科の取扱を規定することを目的とする。

(出願)

第2条 転学科を志願する者は、その理由を記した転学科願を提出しなければならない。

2 転学科を志願する者は、現に在籍する学年にかかわらず、転学科願を提出することができる。

3 転学科願には、現に在籍する学科の学科長の承諾書及び保証人の同意書を添付しなければならない

(期限)

第3条 転学科願は、選考料5,000円を添えて、学期の始まる2か月前に提出しなければならない。

(選考)

第4条 転学科願は、願い出のあった学科において選考の上、教授会の議を経て、学部長が許可する。

2 転学科を許可された者の学年は、学部長が定める。

(在学期間)

第5条 転学科を許可された者の在学期間は、現に所属する学科に在籍した期間を含めて8年を超えることはできない。

(学費)

第6条 転学科を許可された者の学費は、当該転学科者が属する学年の在學生にかかる額と同額とする。

附則 この細則は、昭和52年2月18日から施行する。

附則 この細則は、昭和54年11月16日から施行する。

附則 この細則は、平成5年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成11年4月1日から施行する。

[平成10年度以前の環境工学科入学生は、新学科名を旧学科名に読み替えてください。]

附則 この細則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、第5条、第6条及び第8条にかかわらず、平成14年4月1日付けをもって情報工学科へ転学科を希望する学生については、工学部長が別に定める。

附則 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成19年4月1日から施行する。